

※関東地方整備局の旧建設省が所管した、国道、河川、公園、営繕など合計45事務所を対象とした調査

期間業務職員数の推移（年度別・勤務年数別）

※国土交通労働組合関東建設支部調べ

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
0～1年目	174	154	139	166	183	136	129	124
1～2年目	151	136	128	106	123	148	109	112
2～3年目	124	129	104	108	82	103	131	93
3～4年目	0	23	62	52	59	62	77	101
4～5年目	0	0	18	27	15	20	26	49
5～6年目	0	0	0	0	0	0	0	0
6～7年目	0	0	0	0	0	0	0	0
計	449	442	451	459	462	469	472	479

2016年度に国土交通省全体の期間業務職員3年雇い止めルールが撤廃され、翌2017年度には初めての4年目採用、更に2018年度には初めての5年目採用が実現したことがわかるが、2019年度以降6年目採用が一人として実現していない。

出典：国土交通労働組合関東建設支部調べ

2023年11月16日 内閣委員会 日本共産党 井上 哲士

非常勤職員の適切な任用について

〔令和4年7月27日（水）
人事管理官会議幹事会
内閣人事局参事官発言要旨〕

人事異動期に際し、各府省では、非常勤職員の採用を担当する職員の交代もあると思われるため、非常勤職員の採用手続を開始する際に留意いただきたい事項を大きく2点申し上げるので、各部局のご担当者に対しても、周知をお願いしたい。

1. まず、期間業務職員の採用について申し上げる。

① 資料4－1のとおり、人事院の通知により、「公募によらない採用は、原則として、同一の者について連続2回を限度とするよう努める」とされている。

② 一方で、公募や能力実証が制度の趣旨に沿つて適切に行われた結果、同一の者が複数年継続して勤務することは任用制度上あり得るところであり、人事院の見解でも、「既に公募によらず2回採用されたことのある期間業務職員が、公募及び能力実証を行った結果、引き続き採用されることは任用上あり得るところであり、一定の年数を任用された後、雇い止めすることがルール化されているものでない」とされている。

③ このため、複数年継続して勤務している期間業務職員を予め公募からや能力実証の対象から排除するような取扱いは、任用制度に抵触すると考えられる。中には、「任期は一律機械的に〇年で雇い止め」と非常勤職員に受け止められている省庁もあるようなので、くれぐれも慎重な運用に努めていただきたい。

2. 次に、非常勤職員として採用されている障害者の採用について申し上げる。

出典：内閣人事局提供資料。下線は井上哲士事務所による。